

## 瀬戸市建築物等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、瀬戸市が交付する建築物等関連事業に係る補助金において、申請者の一時的な負担を軽減するため、工事及び委託に係る契約を締結した請負者が、申請者の委任を受け当該補助金の受領を行う場合（以下「代理受領」という。）の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次項に掲げる各補助金交付要綱等において使用する用語の例による。

2 この要綱において「建築物等関連事業」とは、次の各号に掲げる補助金交付要綱等に規定する事業をいう。

- (1) 瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付要綱
- (2) 瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付要綱
- (3) 瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱
- (4) 瀬戸市空き家等対策事業費補助金交付要綱
- (5) 瀬戸市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱
- (6) 瀬戸市中心市街地活性化事業費補助金交付要綱
- (7) 瀬戸市景観助成金交付要綱

3 この要綱において「事業者」とは、代理受領制度を利用しようとする者（以下「申請者」という。）と建築物等関連事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した請負者をいう。

(対象補助金)

第3条 代理受領の対象は、建築物等関連事業における補助金又は助成金（以下「補助金」という。）とする。

(届出)

第4条 建築物等関連事業における補助金の受領において、申請者は対象補助金の交付申請書を提出する際に、代理受領届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、完了時までには届け出ればよいものとする。

(届出の確認)

第5条 市長は前条に規定する代理受領届出書の提出を受けたときは、その内容を確認のうえ代理受領届出確認通知書（第2号様式）を申請者へ送付するものとする。

(届出の取下げ)

第6条 前条による代理受領届出確認通知書の通知を受けた申請者が、代理受領を取りやめようとするときには、第8条に基づく請求書を提出する前までに代理受領届出取下届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(届出内容の変更)

第7条 申請者は、第5条の代理受領届出確認通知書の通知を受けた後に届出の内容

に変更が生じる場合は、代理受領届出変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の代理受領届出変更届を提出した申請者に対し、代理受領届出変更確認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 前項の代理受領届出変更確認通知書による通知をした場合、次条及び第9条において「代理受領届出確認通知書」とあるのは「代理受領届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

（補助金の代理受領）

第8条 代理受領届出確認通知書の通知を受けた申請者は、建築物等関連事業の補助金請求時に、代理受領に係る委任状（第6号様式）を提出することにより、補助金の交付の請求及び受領を事業者に委任することができる。

2 申請者の委任を受けた事業者は、代理受領に係る補助金交付請求書（第7号様式）により、建築物等関連事業の補助金の交付を請求することができる。

3 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に委任を受けた事業者へ補助金を交付するものとする。

4 事業者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を、建築物等関連事業の経費として申請者へ請求する額から控除するものとする。

（利用の取り消し）

第9条 市長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

(1) 建築物等関連事業の補助金の交付決定を取り消した場合

(2) 代理受領届出確認通知書の受領が確認できない場合

(3) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

(4) 法令又はこの要綱に違反した場合

(5) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

（書類の保管）

第10条 代理受領制度を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。